

高知県道路交通法施行細則の一部を改正する規則案新旧対照表

新

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 いの署長

（2）法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者（次項第6号において「優良運転者」という。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南及びいのの各署長

2 前項本文の規定にかかわらず、高知、高知南又はいのの各警察署の管轄区域内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあつては、第3号及び第8号から第11号までに掲げる申請及び届出を除く。）は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1）～（7） 略

（8）法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出

（9）法第104条の4第5項の規定による運転経歴証明書の交付の申請

（10）規則第30条の12第1項の規定による運転経歴証明書の記載事項の変更の届出

（11）規則第30条の13第1項の規定による運転経歴証明書の再交付の申請

（12）略

3 略

（申請用写真の添付の省略）

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に申請用写真（規

旧

高知県道路交通法施行細則（抜粋）

（公安委員会にする申請等）

第1条 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）及びこの細則の規定による高知県公安委員会（以下「公安委員会」という。）への申請及び届出は、高知県警察本部交通部運転免許センター（以下「運転免許センター」という。）又は当該申請若しくは届出をする者の住所地を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を経由して行うものとする。ただし、次の各号に掲げる運転免許に関する申請又は届出は、住所地以外を管轄する署長（当該各号に掲げる署長を除く。）を経由して行うことができる。

（1）法第94条第1項の規定による免許証の記載事項の変更の届出 いの署長

（2）法第92条の2第1項の表備考一の2に規定する優良運転者（次項第6号において「優良運転者」という。）による法第101条第1項の規定による免許証の更新の申請 高知、高知南及びいのの各署長

2 前項本文の規定にかかわらず、高知、高知南又はいのの各警察署の管轄区域内に住所地を有する者については、次に掲げる運転免許に関する申請又は届出（高知又は高知南の各警察署の管轄区域内に住所地を有する者にあつては、第3号に掲げる届出を除く。）は、運転免許センターを経由して行うものとする。

（1）～（7） 略

（8）法第104条の4第1項の規定による免許の取消しの申請及び他の種類の免許を受けたい旨の申出

（9）略

3 略

（免許用写真の添付の省略）

第15条の2 法第101条第1項に規定する免許証の更新を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の更新申請書に免許用写真を

則第17条第2項第8号に規定する申請用写真をいう。以下この条において同じ。)を添付することを要しない。

(1)・(2) 略

2 略

3 法第104条の4第1項の規定により他の種類の免許を受けたい旨の申出をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の9第1項の申請書に申請用写真を添付することを要しない。

4 法第104条の4第5項の規定により運転経歴証明書の交付の申請をする者は、高知又は高知南の各署長を経由して行う場合を除き、規則第30条の10第1項の運転経歴証明書交付申請書に申請用写真を添付することを要しない。

別表第1(第4条関係)

規制の種類	適用を除外する車両
1 車両通行禁止 (一方通行、指定方向外進行禁止及び踏切の通行禁止を除き、通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係る指定方向外進行禁止を含む。)	(1)~(14) 略 (15) 次に掲げる市道の区間以外の区間において使用する公職選挙法の規定による選挙運動用自動車及び政治活動用自動車 ア~キ 略 (16) 略
略	

添付することを要しない。

(1)・(2) 略

2 略

3 法第104条の4第1項後段の申出をする者は、規則第30条の9第1項の申請書に免許用写真を添付することを要しない。

別表第1(第4条関係)

規制の種類	適用を除外する車両
1 車両通行禁止 (一方通行、指定方向外進行禁止及び踏切の通行禁止を除き、通行止めの道路、車両通行止めの道路又は歩行者用道路への進行に係る指定方向外進行禁止を含む。)	(1)~(14) 略 (15) 次に掲げる市道の区間以外の区間において使用する公職選挙法の規定による選挙運動用自動車及び政治活動用自動車 ア~キ 略 ク 宿毛市中央四丁目3番8号先から西へ同市中央六丁目6番1号先までの道路(距離約330メートル)。 (16) 略
略	